

里親制度の普及

亀澤 美結

1. はじめに
2. 里親制度の現状・問題点
3. 里親委託率引き上げのための地方自治体取り組み例
4. 今後行うべき取り組み・結論

1. はじめに

平成 28 年児童福祉法改正において、社会的養護において施設の養護よりも家庭的養護を優先させるべきという理念が規定された。これは、従来の児童福祉の、児童が心身ともに健やかに養育されるためにはより家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要であり、そのためには児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要であるという課題を踏まえた法改正である¹。

私は授業を通して、少年院から出所後、実の親から身元引受けを拒否され、家庭に戻る事が出来ていない少年が一定数いることを知った。そのような少年は更生保護施設に行き自立に必要な支援を受けることとなるが、里親の元に行く少年もいる。具体例として、神戸連続児童殺傷事件の容疑者少年 A も、少年院から仮退院後に 2 ヶ月間更生保護施設で過ごした後、一定期間里親の下で生活している。本レポートでは、少年院出所後の少年の行き先の 1 つである里親制度が、家庭的養護が推奨されながらも普及しない理由、また普及させるための方法について検討していく。

¹ こども家庭庁（2023 年 4 月 1 日）「社会的養育の推進に向けて」、12 頁、
〈https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/e979bd1e/20230401_policies_shakaiteki-yougo_67.pdf〉
【(2024 年 1 月 18 日閲覧)】

2. 里親制度の現状・問題点

そもそも、里親制度とは、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である²。

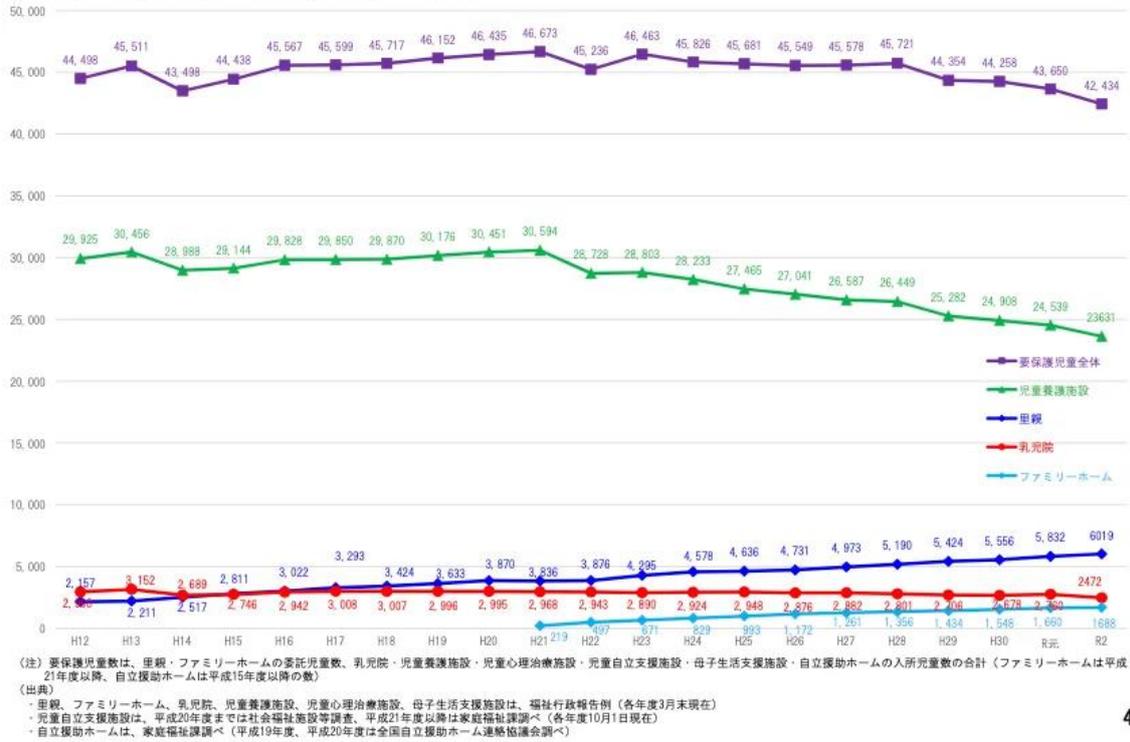
里親制度の対象となる要保護児童は、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不適切であると認められる児童を指し、原則として満 18 歳到達日まで、必要に応じては 20 歳に到達する日まで里親の下で暮らすことができる。

また、里親は対象とする要保護児童によって以下の 4 種類に分けられている。

- 一般的な要保護児童を対象とし、養育里親研修を受ける必要がある養育里親。
- 専門的な援助を必要とする要保護児童を対象とし、3 年以上の里親経験等が必要な専門里親。
- 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であって、実親の死亡や入院などにより、こどもを養育することができない場合の里親である親族里親。
- 養子縁組によって、子どもの養親になることを希望し、養子縁組里親研修を受ける必要がある養子縁組里親。

² 全国里親会「里親制度とは」〈<https://www.zensato.or.jp/know/seido>〉
(2024 年 1 月 18 日参照)

(参考) 要保護児童数(全体)の推移



4

(前掲注(1)4頁)

こちらは、要保護児童数の推移を表したグラフである。

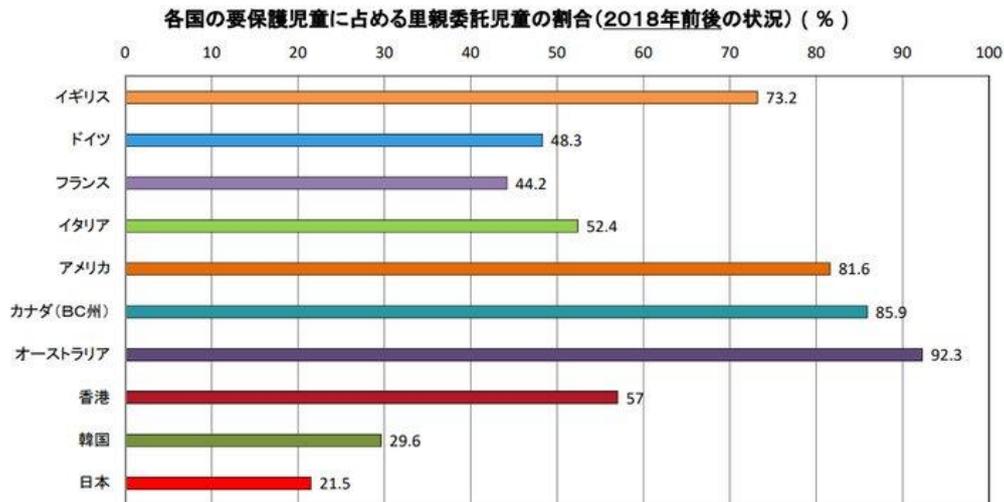
青色のグラフが里親委託児童数、緑色のグラフが児童養護施設委託児童数、紫色のグラフが要保護児童数全体の推移を表している。

このグラフから、里親の委託児童数は増加傾向にあるものの、要保護児童が 41773 人いるのに対し、6080 人と少数になっていることがわかる。

また、児童養護施設の委託児童数と比較してもかなり少ない数である。

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が8：2となっており、施設養護への依存が高い現状にある。



※ 「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」(令和2年度厚生労働省先駆的ケア策定・検証調査事業)

※ 日本の里親等委託率は、令和元年度末(2020年3月末)

※ ドイツ、イタリアは2017年、フランス、アメリカ、カナダ(BC州)、香港は2018年、イギリス、オーストラリア、韓国は2019年の割合

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

(前掲注(1)31頁)

次に、各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合を示したグラフである。

里親制度の概念が諸外国によって異なるため、単純な比較はできないものの、欧米主要国では概ね半数近くが里親委託であるのに対し、日本では、施設と里親の比率が8：2となっており、施設養護への依存が高い現状にあることがわかる。

以上のことから、日本の里親制度の現状の問題点として、委託率が低いことが考えられる。

3. 里親委託率引き上げのための地方自治体取り組み例

前章において、日本の里親制度の現状の問題点は、委託率が低いことであると指摘した。そこで、本章では里親委託率引き上げのために、各地方自治体が行っている取り組み例について3つ紹介する。

(1) 新潟県 ターゲットを絞った里親リクルート³

要保護児童においては、家庭的養育環境の提供とともに個別のニーズに応じた支援が求められているとして、里親リクルートにおいては即戦力となる里親の確保を図っている。また、新潟県の地理的な特色からも各地域の状況に応じた里親リクルートが必要だと考えている。特に、社会資源の乏しい郡部においては、長期間の委託が可能な里親の確保のみならず、一時保護委託を含めた緊急的または短期間の受入れが可能な里親の確保が必要な状況にあると捉えており、経験者をターゲットにリクルートを行うことにより養育の質が確保され里親委託に直結しやすいと考えている。

具体的な事例としては、保育所や学校教職員、福祉行政職等のOB・OG等を即戦力となり得るターゲットとして、関係機関の会合参加時に制度の周知を図ることや退職時の所属へ仲介を依頼するなどして、個別の働きかけにより新規里親リクルート及び一時保護委託先の開拓を行っている。

(2) 埼玉県 受託前後の里親支援の取組⁴

埼玉県では、平成30年度から、委託に向けた交流を開始した時から委託した後まで先輩里親が里親を支援する「里親しっかりサポート(受託前後の里親支援事業)」を(一社)埼玉県里親会に委託して実施している。

例として、委託前の里親に対しては、子育て経験のない者が多いことから、児童を受託中の先輩里親宅を数回訪問し、養育体験を聞くなど里親同士の交流を通じて受託後の生活をイメージしてもらい、養育に対する不安解消を図ることで新規委託に繋げている。

また、新規に委託した里親に対しては、先輩里親が委託直後の里親を定期的に訪問し、里親との交流を持ちながら養育に関する相談に応じることで、里親の孤立化を防ぎ不調解除の抑止を図っている。

支援は希望した者のみに実施しているが、先輩里親が同じ立場として支援を行うことは、里親同士のつながりを構成するほか、先輩里親にとっても自身の養育体験の振り返りは自信につながり、受託児童の成長を改めて実感する機会となっている。

³ 前掲注(1)55頁

⁴ 前掲注(1)61頁

(3) 静岡県 児童家庭支援センター(里親支援機関)と協働した委託(措置)里親の選定⁵

静岡県では、平成29年度から、児童家庭支援センターを里親支援機関(A型)に指定し、里親制度の普及啓発、リクルート、登録前研修の実施、訪問支援、未委託里親を対象とした研修、里親サロン支援などを内容とする「里親養育援助事業」を委託することにより、里親支援の充実を図っている。

具体的には、今まで児童相談所が把握していた里親のこれまでの受託状況や養育に関する情報を里親の了承を得て児童家庭支援センターに提供するとともに、新規里親については、児童家庭支援センター(里親支援機関)が登録前から関わりを持つことで里親に関する情報を蓄積できるようにした。また、要保護児童についての情報も里親支援機関に提供している。その結果、里親の選定にあたり相互の情報が活用されるようになることで、里親と里子双方への支援について具体的なイメージが持てることとなり、児童家庭支援センターによる里親に対する効果的な養育支援・モニタリングにつながっている。

4. 今後行うべき取り組み

私は、里親委託率を引き上げるためには登録里親の確保が大切であるとの立場から、里親制度の認知度向上が最も有効な手段であると考えていた。

しかしながら、前章で取り上げた3つの取組事例を見ると、地方自治体による里親委託推進のための取り組みは、①広報・リクルート②研修・トレーニング③委託後支援④マッチングの4つの観点にわけられることがわかった。

たとえ、里親制度の認知度が向上し登録里親の数が増えたとしても、委託前後の支援が不十分であったり、認識に齟齬が生じたりすることにより、委託解除が起こってしまう可能性がある。

そのため、長期的な目で里親委託率の引き上げを目指すためには、多角的な視点からの支援が必要であると考えます。

里親委託率を引き上げるためには、登録里親の確保はもちろんのこと、委託後の支援や里親・里子間の関係など多角的な視点からアプローチするべきである。

⁵ 前掲注(1) 66頁